

一般国道2号
神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
需要変動に基づく調整

令和6年4月
国土交通省 近畿地方整備局
神戸市
【事業者】

1. 基本的な考え方

本事業では、新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業の運営・維持管理期間における需要変動リスクについて、国及び市と事業者が負担する観点から、需要変動に基づく調整を行う。

実際の収入額が当該年度の基準となる収入（以下「基準収入」という。）を上回る場合に、一定の範囲を超える部分については、国及び市に一部の金額を還元する（以下「プロフィットシェア」という。）。

実際の収入額が、基準収入を下回る場合に、一定の範囲を超える部分については、国及び市が一部の金額を補填する（以下「ロスシェア」という。）。

なお、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）第 2 条に基づき、1 円未満の端数を処理する。

2. プロフィットシェア・ロスシェアの適用条件

2.1. 基準収入の設定

基準収入は、事業者から提案された当該年度の新バスターミナル運営等事業と三宮バスターミナル運営等事業における収入（以下「バスターミナル運営等事業収入」）（除く維持管理・運営に係るサービス購入料等）をもとに、国及び市及び事業者の協議によって、供用開始までに設定する。基準収入には、利便増進事業の収入は見込まない。

基準収入は、実績に基づき、運営開始後 5 年ごとに国及び市と事業者の協議によって見直すこととする。

2.2. プロフィットシェア

(1) 適用条件

各事業年度のバスターミナル運営等事業収入（除く維持管理・運営に係るサービス購入料等）実績が、当該年度の基準収入より 5.0%を超えて上回った場合に、プロフィットシェアを適用する。

なお、国及び市が、需要変動以外の要因に基づく変動であると判断した場合、事業者と協議を行い、特定事業契約及び実施契約の該当する条項に従って対応する。

【プロフィットシェアの適用条件】

$$P_n - P_{0n} > P_{0n} \times 0.05$$

P_n : n 期のバスターミナル運営等事業収入（除く維持管理・運営に係るサービス購入料等）実績※
 P_{0n} : n 期の基準収入

※新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業による収入の合計であり、利便増進事業の収入を見込まない。

(2) プロフィットシェア金額の算定方法

適用条件を満たした場合に、プロフィットシェア金額を算定する。

5.0%以内の上回った収入相当額については、事業者の帰属とする。

5.0%を超えて上回った収入相当額については、当該超過部分の50%が事業者に帰属し、50%がプロフィットシェア金額として、国及び市に還元されるものとする。プロフィットシェア金額のうち、国及び市への配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。

【プロフィットシェア金額の算定方法】

$$n \text{ 期のプロフィットシェア金額} = \{R_n - (R_{0n} \times 1.05)\} \times 0.5$$

R_n : n 期の、算定対象の収入の実績値

R_{0n} : n 期の、算定対象の収入の計画値

(算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)である。ただし「2.4 算定対象の見直しについて」のとおり、運営開始後に協議する。)

(3) プロフィットシェアの還元方法

国への還元相当額は、当該相当額を国から支払う維持管理・運営に係るサービス購入料等から控除する。還元相当額が当該年度の維持管理・運営に係るサービス購入料等を超える場合は、国と事業者の協議による。

市への還元相当額は、事業者が直接市に対して支払うものとする。

2.3. ロスシェア

(1) 適用条件

各事業年度のバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)実績が、当該年度の基準収入より5.0%を超えて下回った場合に、ロスシェアを適用する。

なお、国及び市が、需要変動以外の要因に基づく変動であると判断した場合、事業者と協議を行い、特定事業契約及び実施契約の該当する条項に従って対応する。

【ロスシェアの適用条件】

$$P_{0n} - P_n > P_{0n} \times 0.05$$

P_n : n 期のバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)実績※

P_{0n} : n 期の基準収入

※新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業による収入の合計であり、利便増進事業の収入を見込まない。

(2) ロスシェア金額の算定方法

適用条件を満たした場合に、ロスシェア金額を算定する。

5.0%以内の下回った収入相当額については、事業者の帰属とする。

5.0%を超えて下回った収入相当額については、当該不足部分の50%は事業者が負担し、50%がロスシェア金額として、国及び市により補填されるものとする。ロスシェア金額のうち、国及び市の配分割合は国及び市の協定によって決定し、事業者に通知する。

【ロスシェア金額の算定方法】

$$n \text{ 期のロスシェア金額} = \{(C_{0n} \times 0.95) - C_n\} \times 0.5$$

C_n : n 期の、算定対象の収入の実績値

C_{0n} : n 期の、算定対象の収入の計画値

(算定対象の収入は、バスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)である。ただし「2.4 算定対象の見直しについて」のとおり、運営開始後に協議する。)

(3) ロスシェアの補填方法

国からの補填相当額は、予算が成立した場合に、国が事業者に対して支払うものとする。なお、支払い時期や支払い方法に関しては、事前に国と事業者で協議を行うものとする。

市からの補填相当額は、予算が成立した場合に、市が事業者に対して支払うものとする。なお、支払い時期や支払い方法に関しては、事前に市と事業者で協議を行うものとする。

2.4. 算定対象の見直しについて

プロフィットシェア金額の算定対象 (R_n , R_{0n}) 及びロスシェア金額の算定対象 (C_n , C_{0n}) について、運營業務開始時点ではバスターミナル運営等事業収入(除く維持管理・運営に係るサービス購入料等)とし、利便増進事業の収入を含まない。ただし、運營業務開始から5年以内に事業者から国及び市に申し出があった場合は、国及び市と事業者で協議を行い、該当する利便増進事業の収入を対象とすることを検討する。申し出に際して事業者は、利便施設の運営状況を踏まえて、バスターミナル運営等事業収入との関連性が認められることが確認できる資料を提出すること。